

奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画に基づく主な施策の取組状況

資料 3

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
1	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	地域における乳児家庭への支援と健全な育成環境の確保	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	9,894	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児や保護者の心身の状況や養育環境の把握等を実施している市町村に対し補助	10,137	こども家庭課
2		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	養育支援訪問事業	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	3,674	子どもの養育を支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施している市町村に対し補助	4,100	こども家庭課
3		地域における子育て家庭への支援と健全な育成環境の確保	次世代育成支援対策推進事業	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	0	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	500	こども・女性課
4		地域における子育て家庭への養育支援	アウトリーチ型子育て支援プログラム普及事業	・支援対象者との協働による支援をテーマにした研修を10月に開催。 ・家庭訪問員養成研修をR8年2月に開催予定（目的：家庭訪問支援プログラムの内容や訪問支援のポイントを学ぶ。事例をもとに支援方法を検討する。）。 ・市町村こども家庭センター職員や児童相談所職員の支援に係る研修をR8年2月頃開催予定。	171	・市町村こども家庭センター職員や児童相談所職員の支援に係る研修をR8年度下期に実施予定。	199	こども家庭課
5		学校生活、子育て・家庭生活に関する電話教育相談		子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始は休み） 子どもと家庭テレホン相談 平日 16:30～20:00 土・日・祝 13:00～16:30（年末年始は休み）	—	子どもの成長、発達、行動、しつけ等児童に関する相談に応じる。 【相談日】 児童相談 月～金 8:30～17:15（祝日、年末年始は休み） 子どもと家庭テレホン相談 平日 16:30～20:00 土・日・祝 13:00～16:30（年末年始は休み）	—	こども家庭相談センター
6		学校生活、子育て・家庭生活に関する相談	スクールソーシャルワーカー派遣事業（R3～）	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣した。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につなげるよう取組を進めた。	624	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を市町村教育委員会及び学校に派遣等を行う。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につなげるよう取組を進める。	1,025	教育研究所
7		ひとり親等への就労・生活支援	母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等（離婚前から支援が必要な方を含む。）が一時的に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣	4,952	母子家庭等（離婚前から支援が必要な方を含む。）が一時的に介護、保育のサービスを必要とするときに「家庭生活支援員」を派遣	4,885	こども家庭課
8		ひとり家庭の親への就労・生活支援	児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	1,018,462	父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害等の状態にある児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、児童の健全育成を図ることを目的として、児童の母又は父や母又は父にかわってその児童を養育している人に支給。	975,952	こども保育課
9		ひとり家庭の親への就労・生活支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	42,044	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	95,700	こども家庭課
10		ひとり親等への就労・生活支援	ひとり親家庭住宅支援資金貸付原資造成補助金	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	29,382	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	3,700	こども家庭課
11		ひとり親等への就労・生活支援	【新】物価高騰対応ひとり親家庭応援手当給付事業			重点支援地方交付金を活用し、食費等の物価高騰の影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、生活支援のための給付金を支給。（R7年度県補正予算をR8年度に全額繰越して実施） 【対象者】 令和8年2月時点の児童扶養手当受給世帯（支給想定人数：12,964人） 【支給額】 児童1人あたり2万円 【支給方法】 令和8年6月～7月の支給を予定 ・市と十津川村の居住世帯：県補助金により各市村から支給 ・町村の居住世帯：県から支給	327,816	こども家庭課
12		高校生等への修学支援	【拡充】国公立の高校生等奨学給付金支給事業	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 1,979人 支給要件 非課税世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円 通信制 年額 50,500円 専攻科 年額 50,500円を上限	255,036	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 7,001人 支給要件 年収約490万円未満の世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円を上限 通信制 年額 50,500円を上限 専攻科 年額 50,500円を上限	492,747	学校支援課
13		高校生等への修学支援	【拡充】公立高等学校等就学支援事業	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,235人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,882,657	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 19,093人 支給要件 高等学校等に通う日本人等の生徒 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,300,541	学校支援課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
14	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	高校生等への修学支援	【新】高校生等新修学支援事業			公立高等学校等において、高等学校等就学支援金の対象外となる外国籍の生徒に対して、授業料を支援 受給者数 4人 支給要件 高等学校等に通う外国籍の新入生等で、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯の者又は、外国籍の在校生で市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額>304,200円の世帯の者 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	475	学校支援課
15		高校生等への修学支援	【新】公立高等学校等授業料軽減補助事業			国公立高等学校等に通う生徒のうち、高等学校等就学支援金等の対象外となる年収約910万円以上の外国籍新入生（留学生除く）に対し授業料を支援 受給者数 3人 支給要件 高等学校等に通う外国籍の新入生で、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額>304,200円の世帯の者 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	469	学校支援課
16		高校生等への修学支援	学び直しへの支援事業	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 31人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	572	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 27人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	981	学校支援課
17		高校生等への修学支援	修学支援奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 184人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	53,036	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 252人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	71,479	学校支援課
18		高校生等への修学支援	育成奨学金の貸与	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 102人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	30,945	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 175人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	53,100	学校支援課
19		生活困窮者への就労・生活支援	生活保護費事業	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する R7.8月末 （奈良県） （県福祉事務所） ・受給世帯数 14,090世帯 2,448世帯 ・受給者数 17,634人 3,133人 ・保護率 13.83%	5,329,338	生活保護法に基づき、困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する R8.3月末 （奈良県） （県福祉事務所） ・受給世帯数 14,092世帯 2,439世帯 ・受給者数 17,562人 3,109人 ・保護率 13.86%	5,858,472	地域福祉課
20		生活者としての外国人の親等への支援 （外国人労働者の親等への支援）	日本語教育体制整備事業	地域の日本語教室を核とする多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するために、市町村による地域日本語教室の新規開設、既存の市町村による地域日本語教室の充実を目的として以下の取組を実施 ○総括及び地域コーディネーターによる市町村支援 ○空白地域での新規日本語教室開設に向けた市町村への補助金交付 ○日本語教室への講師派遣 ○指導者育成研修 ○総合調整会議の開催 ○日本語学習に関する相談業務	2,165	地域の日本語教室を核とする多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現するために、市町村による地域日本語教室の新規開設、既存の市町村による地域日本語教室の充実を目的として以下の取組を実施 ○総括及び地域コーディネーターによる市町村支援 ○空白地域での新規日本語教室開設に向けた市町村への補助金交付 ○日本語教室への講師派遣 ○指導者育成研修 ○総合調整会議の開催 ○日本語学習に関する相談業務	3,842	人権・地域教育課
21		住まいの確保	県営住宅空家募集事業	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施した。 また、県、市町村の住宅部局、県内のハローワーク、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知を行った。	1,058,712	県営住宅への入居募集について、ひとり親家庭の方が応募可能な福祉世帯向けの枠を設定し、年4回実施する予定。 また、県、市町村の住宅部局、県内のハローワーク、福祉部局、居住支援団体等で構成する奈良県居住支援協議会等に対して、県営住宅への入居を必要とする方々へ入居募集情報を広く周知するため、募集案内の通知も行う。	1,010,452	住宅課
22		住まいの確保	ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るため、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進した。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進した。	—	ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、民間賃貸住宅への円滑な入居や入居後の生活の安定を図るため、住まい探しや見守り、生活相談などを行う居住支援法人の指定を推進するとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を推進する。 また、県居住支援協議会等を活用し、多様な主体による支援の体制づくりを推進する。	—	住宅課
23		ひとり親等相談機能の充実	子育て・生活支援に関する各種制度の周知	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していただくよう説明会等での働きかけを実施。	—	ひとり親家庭に対する就業相談窓口の啓発として、就業、子育て、生活全般にかかるひとり親家庭への支援をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行し、各市町村や民生児童委員会連合会、各福祉事務所等に配布するとともに、県ホームページに掲載。各市町村には、児童扶養手当申請時にあわせて対象者へ配布していただくよう説明会等での働きかけを実施。	—	こども家庭課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
24		就学前の家庭教育支援	地域子ども・子育て支援事業	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	357,903	・利用者支援事業 子ども又は保護者の身近な場所で教育・保育施設等の利用の相談等を実施する市町村に対し補助 ・地域子育て支援拠点事業 地域の子育て中の親子の交流や育児相談等を実施する市町村に対し補助	361,869	こども・女性課
25		子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 432か所)	1,002,341	放課後児童クラブの運営等に対する補助 (補助対象か所 454か所)	1,308,820	こども保育課
26		子育て支援の充実	放課後児童クラブ施設整備費補助事業	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 69か所)	110,440	放課後児童クラブの施設整備に対する補助 (補助対象か所 76か所)	247,420	こども保育課
27	I (1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	子育て支援の充実	妊娠・出産包括支援推進事業 ※R6年度より「子育て世代包括支援センター支援事業」から事業名変更	○妊娠・出産包括支援連絡会議・産科医療機関等連携会議（保健所） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。 また産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図るとともに、産後ケア事業にかかる市町村の状況や医療機関との連携状況等の調査を実施し、進捗・課題について情報を共有、産科医療機関と市町村との連携体制の検討を行う。 ○母子保健運営協議会周産期部会（県） 妊産婦に対する妊娠早期からの支援体制の整備に必要な事項を検討する。 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（保健所） 市町村等の妊娠・出産包括支援事業に従事する職員に対し、妊産婦などへの支援の質の向上を図る研修を行う。 ○母子保健コーディネータースキルアップ研修会（市町村母子保健担当主幹課長会議）（県） 市町村等の母子保健担当者を対象に相談対応力向上を図るため研修会・会議を開催 ○市町村ヒアリング（随時） 産後ケア事業開始促進に向け、ヒアリング及び指導を実施予定。	272	○妊娠・出産包括支援連絡会議・産科医療機関等連携会議（保健所） 事業を推進するために、改正点や先進地の取組の共有など市町村を対象に会議を実施、本事業の推進を図る。 また産科医療機関等の実務者のケア内容の充実を図るとともに、産科医療機関等と市町村との情報共有を行う。 ○妊産婦への支援の質向上を図るための研修会の開催 市町村等の妊娠・出産包括支援事業に従事する職員に対して研修会を実施し支援の質の向上を図る。 ○市町村ヒアリング（随時） 市町村ヒアリングにおいて、事業進捗の確認や指導を実施予定。 ○母子保健運営協議会周産期部会（県） 妊産婦に対する妊娠早期からの支援体制の整備に必要な事項を検討する。	625	健康推進課
28	I (2) 就労による経済的自立支援	ひとり親等への就労支援	母子家庭の母等の就業支援事業（ひとり親家庭の親等の就業支援事業）	奈良しごとセンターにおいて、就業相談、就業支援バンク登録者に対する求人情報等の就業情報を提供	212	奈良しごとセンターにおいて、就業相談、就業支援バンク登録者に対する求人情報等の就業情報を提供	450	こども家庭課、奈良しごとセンター（R7年度～）
29		ひとり親等への生活支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	ひとり親の自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	—	ひとり親の自立を支援する奈良県スマイルセンターにおいて、ワンストップ機能を強化し、幅広く行き届いた支援を実施	—	こども家庭課、県民くらし相談センター（R8年度～）
30		ひとり家庭の親への就労・生活支援	民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：27コース 定員：278名	298,973	多様な科目設定、訓練の早期実施が容易な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により、職業に必要な技能・知識の習得を図り、就業を促進 開設コース数：27コース 定員：407名	241,290	人材・雇用政策課
31		ひとり親等への就労・生活支援	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給	—	ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する際に支給	2,200	こども家庭課
32		ひとり親等への就労・生活支援	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。	17,383	ひとり親家庭の親が、看護師等就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関での受講に際し、その期間中の生活不安を解消するため高等技能訓練促進費を、修了後に修了支援給付金を支給。	17,383	こども家庭課
33		ひとり親等への就労・生活支援（再掲）	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	42,044	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に対し、生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長をはかることを目的とした資金を貸付	95,700	こども家庭課
34		ひとり親等への就労・生活支援	ひとり親家庭等高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭の親で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す際に、入学準備金・就職準備金を貸付 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	33,872	自立に向け意欲的に就業活動に取り組んでいる児童扶養手当の受給者を対象に、一定の要件を充たせば償還免除となる家賃の支払いを支援する貸付を実施。 実施実施主体：奈良県社会福祉協議会	720	こども家庭課
35		生活困窮者への就労・生活支援	生活困窮者自立支援対策事業	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	93,256	「奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター」に社会福祉士、就労支援員等の専門スタッフを配置し、生活困窮者に対して、社会的経済的な自立に向けた支援を実施 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付金制度等の利用、多重債務の整理など、家計の状況を「見える化」して、潜在化している課題を解決するための支援を実施 直ちに就労に結びつかない方の自立を図るため、一般就労に従事する準備段階の支援を行う就労準備支援を実施 県が認定する就労訓練（中間的就労）事業所を開拓・支援する認定就労訓練事業所開拓員、支援員を配置して支援を強化	94,740	地域福祉課
36	I (3) 養育費確保と面会交流の支援	ひとり親家庭の子育て支援事業	養育費確保等相談事業 親子交流相談事業	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施。引き続き、例年相談件数の比較的多い7、8、2、3月は月2回実施。 離れて暮らす親との親子交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施	728	離婚や別居に伴う子どものための養育費取得や親権、その他生活に密着した問題等について、弁護士による無料法律相談を毎月実施。引き続き、例年相談件数の比較的多い7、8、2、3月は月2回実施。 離れて暮らす親との親子交流や養育費等の問題について、専門機関の相談員による無料相談を毎月実施。	970	こども家庭課
37		ひとり親家庭の子育て支援事業	親支援講座事業	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法や離婚後の家計等について、専門家や相談員とともに考えるセミナーを実施	25	離婚を考える際や離婚後における子どもの接し方、離婚手続き、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法や離婚後の家計等について、専門家や相談員とともに考えるセミナーを実施	62	こども家庭課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
38	Ⅱ(1) 多様な主体による子どもの学びの 機会の提供	ひとり親家庭の子どもへの学 習支援	こどもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子どもに対する学習支援や食事の提供 支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	5,749	ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等の子どもに対する学習支援や食事の提供支 援等に取り組む市町村に対し補助を実施	10,701	こども家庭課
39		生活保護世帯等の子どもへの 学習・生活支援	生活困窮世帯等の子どもの「心 と学び」サポート事業	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども(中学生・高校生)を対象に、教員OBや学習支援サポーター による学習支援と心のケアを王寺町内(週1回)で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども(小・中学生)を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域と の交流を通じた居場所づくりを県内8町村(上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀 町、川西町、三宅町、御杖村)で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内(26町村)を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えて いる子どもの世帯への訪問支援を実施	19,351	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども(中学生・高校生)を対象に、教員OBや学習支援サポーター による学習支援と心のケアを王寺町内(週1回)で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども(小・中学生)を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域と の交流を通じた居場所づくりを県内8町村(上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀 町、川西町、三宅町、御杖村)で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内(26町村)を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えて いる子どもの世帯への訪問支援を実施	19,440	地域福祉課
40		地域による体験学習の提供/地 域による学習支援・体験活動 の提供・ロールモデルの掲示	学校・地域パートナーシップ事 業	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を 図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動(学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など)の 実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	40,684	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図 る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動(学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など)の 実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,413	人権・地域教育 課
41		幼児教育の質の向上/課題の研 究等による幼児教育の振興	就学前教育プログラム普及啓発 実践事業	・奈良っ子はぐくみワークブック「ひとたね」を活用した研修等の実施 ・就学前教育職員研修会の開催	39	・奈良っ子はぐくみワークブック「ひとたね」を活用した研修等の実施 ・就学前教育職員研修会の開催	39	こども保育課
42		要保護児童生徒援助費補助事 業	要保護児童生徒援助費補助事業	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を 与えた場合、国がその一部の経費を補助する。 実施市町村数：24市町村 対象人数：175人	—	経済的に就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品等の就学に必要な援助を与 えた場合、国がその一部の経費を補助する。 事業予定 未定	—	— 高校教育課
43		特別支援教育就学奨励事業	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するた め、負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補 助する。 【市町村分】 実施市町村数：34市町村 対象人数：3,055人 【県立学校分】 対象学校数：10校 対象人数：1,483人	154,636 ※県立学校分 のみ	特別支援学校及び特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、 負担能力の程度に応じ、就学のため必要な援助を与えた場合、国がその一部の経費を補助す る。 【市町村分】 事業予定 未定 【県立学校分】 対象学校数：10校 対象人数：1,641人	149,430 ※県立学校分 のみ	高校教育課
44		被災児童生徒就学等支援事業	被災児童生徒就学等支援事業	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難とな った幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部 の経費を補助する。 実施市町村数：1市 対象人数：1人	17	東日本大震災又はその他の大規模災害により被災し経済的理由により就園就学が困難とな った幼児児童生徒の教育機会の確保に資するため、市町村が援助を行った場合、その一部の経費 を補助する。 事業予定 未定	—	— 高校教育課
45	Ⅱ(2) 子どもの悩みに 気づき受け止める 心のケアの充実	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラー活用事業 (R6～)	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセ リング等の機能の充実を図ることを目的として、県内全義務教育学校(9校)、県内全公立 小学校(178校)、県内全公立中学校(94校)、全県立高等学校(29校)及び全特別支 援学校(10校)にスクールカウンセラーを配置した。また、児童生徒見守り会議にもス クールカウンセラーが参画した。	216	不登校やいじめ等、児童生徒に関する諸課題の対応に当たること、学校におけるカウンセ リング等の機能の充実を図ることを目的として、県内すべての公立学校にスクールカウンセ ラーを配置する。また、児童生徒見守り会議にもスクールカウンセラーが参画する。	631	教育研究所
46		自殺予防の相談窓口	児童生徒の自殺対策事業 メール相談窓口の設置事業	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設し、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が 児童生徒から寄せられた相談に対応した。	136	小・中・高校生対象のメール相談窓口を開設し、臨床心理士等の資格をもつ相談員2名が児 童生徒から寄せられた相談に対応する。	207	教育研究所
47		24時間子供SOSダイヤル	電話教育相談事業	電話相談窓口「あすなろダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活に おける悩み相談に対応している。平日9時～17時の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電 話」に転送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応した。	900	電話相談窓口「あすなろダイヤル」を開設、保護者や児童生徒等の学校生活や家庭生活にお ける悩み相談に対応する。平日9時～17時の相談時間帯以外は、「奈良いのちの電話」に転 送され、「24時間子供SOSダイヤル」として365日24時間対応する。	900	教育研究所
48		SNS相談窓口	SNS相談窓口運営事業(R6 ～)	中・高校生対象のLINE相談窓口を委託により開設し、学校生活や家庭生活、友人関係な ど若者がかもつ様々な悩みに対し、双方向による即時的な相談に対応した。 相談期間は令和7年4月4日～令和8年3月27日のうち、土曜日及び、8月13日～15 日、12月29日～1月3日の期間を除き実施した。 メール相談や電話教育相談への誘導を行ったり、教育研究所の心理士からの心理支援情報 の発信を行ったりした。	3,242	中・高校生対象のLINE相談窓口を委託により開設し、学校生活や家庭生活、友人関係など 若者がかもつ様々な悩みに対し、双方向による即時的な相談に対応する。 相談は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の通年で実施する。 メール相談や電話教育相談への誘導を行ったり、教育研究所の心理士からの心理支援情報の 発信を行ったりする。	5,918	教育研究所
49		ひきこもり相談・支援	ひきこもり相談・支援事業	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪 問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催(年3回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	17,573	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問 支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催(年3回) ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	21,320	教育振興課
50		ひきこもり相談・支援	地域若者サポートステーション 強化事業	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事 業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委 託し、サボステ事業を強化 (地域若者サポートステーション：県内2箇所) 臨床心理士相談件数：207件(延べ) 就職決定者数：184名(延べ)	2,880	若年無業者等の職業的自立を図るため、国が地域若者サポートステーション事業として事 業者に委託する相談支援に加え、県がイベント実施と臨床心理士による相談を同事業者に委託 し、サボステ事業を強化 (地域若者サポートステーション：県内2箇所) 臨床心理士相談件数：件(延べ) 就職決定者数：名(延べ)	2,860	人材・雇用政策 課
51		生活保護世帯等の子どもへの 学習・生活支援(再掲)	生活困窮世帯等の子どもの「心 と学び」サポート事業(再掲)	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども(中学生・高校生)を対象に、教員OBや学習支援サポーター による学習支援と心のケアを王寺町内(週1回)で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども(小・中学生)を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域と の交流を通じた居場所づくりを県内8町村(上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀 町、川西町、三宅町、御杖村)で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内(26町村)を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えて いる子どもの世帯への訪問支援を実施	19,351	(広域型学習支援「はばたき教室」) ・生活保護世帯等の子ども(中学生・高校生)を対象に、教員OBや学習支援サポーター による学習支援と心のケアを王寺町内(週1回)で実施 (地域型学習支援) ・生活困窮世帯等の子ども(小・中学生)を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域と の交流を通じた居場所づくりを県内8町村(上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀 町、川西町、三宅町、御杖村)で実施 (困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援) ・県福祉事務所管内(26町村)を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えて いる子どもの世帯への訪問支援を実施	19,440	地域福祉課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
52	Ⅱ(2) 子どもの悩みに気づき受け止める心のケアの充実	子どもの状況把握・共有	学校と放課後児童クラブの連携促進	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	55	奈良県放課後児童対策推進委員会では、放課後児童対策に関して優れた識見を有する学識経験者（生涯学習）のほか、現状を把握している市町村の放課後児童クラブを所管する福祉部局や放課後子ども教室を所管する教育委員会からも参画いただき、学校と放課後児童クラブの連携促進に向けた意見交換を実施。	55	こども保育課
53		ヤングケアラーへの相談・支援	ヤングケアラー支援体制強化事業	・ヤングケアラー支援者研修動画（R5作成）の関係機関への周知 ・ヤングケアラー支援に関する実態調査の実施（7月～9月） ・ヤングケアラー・コーディネーターによるヤングケアラー相談窓口（LINE・電話）の開設（R7.7.1～）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】 ・ヤングケアラー・コーディネーターによる実態調査の事業所へのヒアリング実施（8月から順次） ・ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会の開催（年3回 基礎編：9月、応用編：11月、こども食堂・民生委員・児童委員向け研修会：12月）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】	7,899	・支援機関職員用報告フォーム（ヤングケアラー）の作成・公開 ・ヤングケアラー支援者研修動画（R5作成）の関係機関への周知 ・奈良県 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルの作成 ・ヤングケアラー・コーディネーターによるヤングケアラー相談窓口（LINE・電話）の開設（R8.4.1～）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】 ・ヤングケアラー支援者養成及び関係機関連携研修会の開催（年3回 基礎編：6月、応用編：9月、分野別編：時期未定）【委託先：一般社団法人奈良県社会福祉士会】	8,950	こども家庭課
54		高校生等への修学支援	【拡充】私立高等学校等就学支援事業	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	3,368,843	私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、高等学校等就学支援金を支給	8,028,985	教育振興課
55		高校生等への修学支援	私立高等学校授業料等軽減補助金	こどもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援する。	1,306,088	こどもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、希望する進路を選択できるよう授業料等を支援する。	911,691	教育振興課
56		高校生等への修学支援	学び直しへの支援事業（私立学校）	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	6,501	再び学び直す意思のある生徒（高等学校等を中途退学した者）が、経済的理由から断念することがないよう授業料を支援	20,098	教育振興課
57		高校生等への修学支援	【拡充】私立学校奨学のための給付金支給事業	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護受給世帯と市町村民税所得割額が非課税世帯に対して、教科書費、教材費等として給付金を支給	131,100	すべての意思のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の教育にかかる経済的負担を軽減するため、教科書費、教材費等として給付金を支給	208,128	教育振興課
58		高校生等への修学支援	私立小中学校等授業料減免事業補助金	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	1,834	解雇・倒産等による家計急変からの修学の継続が困難となった児童・生徒の保護者等について学校法人が行う授業料減免事業に対し補助	2,352	教育振興課
59		高校生等への修学支援	【新】高校生等・新修学支援事業			高等学校等就学支援金新制度の対象外となる外国籍の生徒に対して、授業料を支援	2,024	教育振興課
60	Ⅱ(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への修学支援（再掲）	【拡充】公立高等学校等就学支援事業（再掲）	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 17,235人 支給要件 市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	1,882,657	公立高等学校等において、教育にかかる経済的負担の軽減を行うため、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給 受給者数 19,093人 支給要件 高等学校等に通う日本人等の生徒 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	2,300,541	学校支援課
61		高校生等への修学支援（再掲）	【新】高校生等新修学支援（再掲）			公立高等学校等において、高等学校等就学支援金の対象外となる外国籍の生徒に対して、授業料を支援 受給者数 4人 支給要件 高等学校等に通う外国籍の新入生等で、市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額<304,200円の世帯の者又は、外国籍の在校生で市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額>304,200円の世帯の者 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	475	学校支援課
62		高校生等への修学支援（再掲）	【新】公立高等学校等授業料軽減補助事業（再掲）			国公立高等学校等に通う生徒のうち、高等学校等就学支援金等の対象外となる年収約910万円以上の外国籍新入生（留学生除く）に対し授業料を支援 受給者数 3人 支給要件 高等学校等に通う外国籍の新入生で、市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除額>304,200円の世帯の者 支給限度額 全日制 月額9,900円の36月分を上限 定時制 月額2,700円の48月分を上限 定時制（単位制）1単位1,740円の74単位分を上限 通信制 1単位336円の74単位分を上限	469	学校支援課
63		高校生等への修学支援（再掲）	【拡充】国公立の高校生等奨学給付金支給事業（再掲）	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 1,979人 支給要件 非課税世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円 通信制 年額 50,500円 専攻科 年額 50,500円を上限	255,036	低所得者等に対して、教科書費、教材費などとして給付金を支給 受給者数 7,001人 支給要件 年収約490万円未満の世帯等（特別支援学校高等部の生徒を除く） 保護者が県内に在住 支給額 生活保護受給世帯 年額 32,300円 全日制・定時制 年額 143,700円を上限 通信制 年額 50,500円を上限 専攻科 年額 50,500円を上限	492,747	学校支援課
64		高校生等への修学支援（再掲）	修学支援奨学金の貸与（再掲）	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 184人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	53,036	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 252人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 貸与額 国公立 月額 18,000円 私立 月額 30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額 12,000円	71,479	学校支援課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
65	Ⅱ(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	高校生等への修学支援（再掲）	育成奨学金の貸与（再掲）	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 102人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	30,945	勉学の意欲がありながら、経済的な理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 貸与者 175人 所得基準 世帯所得が生活保護基準の1.5倍以内 意欲があると認められる生徒については予算の範囲内で3.0倍以内 意欲基準 向学心、勉学意欲が認められ、評定平均3.0以上である者 貸与額 国公立 月額18,000円 私立 月額30,000円 自宅外通学加算 月額 5,000円 へき地通学加算 月額12,000円	53,100	学校支援課
66		児童養護施設の退所児童の自立支援	児童養護施設等退所者等自立支援資金貸付事業	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	児童養護施設を退所後、すぐに就業または進学する者等に対し、家賃や生活費、資格取得費の貸付を実施 貸付実施主体：奈良県社会福祉協議会	—	こども家庭課
67		中途退学者等への支援	学び直しへの支援事業（再掲）	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 31人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	572	高等学校等の中途退学者が再び公立高等学校で学び直す場合に、授業料を支援 受給者数 27人 支給要件 公立高校授業料不徴収交付金及び就学支援金制度の支給期間を超えた者で、高等学校等を卒業していない者 支給額 高等学校等就学支援金相当額	981	学校支援課
68		中途退学者等への支援	ひきこもり相談・支援事業（再掲）	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	17,573	・ひきこもり相談窓口の設置 臨床心理士等による本人及び家族を対象とした電話相談、来所相談、オンライン相談、訪問支援を実施 ・ひきこもり者本人及び家族への集団支援の実施 ・支援機関を対象とした研修会の開催（年3回） ・若者のための居場所登録制度を実施 ・ひきこもり市町村ネットワーク会議の開催 ・市町村ひきこもり相談体制の整備を支援	21,320	教育振興課
69		中途退学者等への支援	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親、またはこの子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給	—	ひとり親家庭の親、またはこの子どもで、高卒認定試験合格のための講座の受講を開始した際、これを修了した際及び高卒認定試験に合格した際に、受講費用の一部を支給	300	こども家庭課
70	Ⅲ(1) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る機運の醸成と人づくり	地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	次世代育成支援対策推進事業	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	—	子育てを応援するNPO、団体、企業、店舗等を募集し、応援団に登録し、その活動を広報し支援することにより地域における子育て支援の輪を広げる県民運動として実施する。	500	こども・女性課
71		地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開	地域子ども・子育て支援事業	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	16,306	・ファミリー・サポート・センター事業 子育ての相互援助活動を実施するファミリー・サポート・センター事業を運営する市町村に対し補助	18,060	こども・女性課
72		社会的養護にかかる家庭的養護の推進	う触ハイリスク児歯科保健指導事業	一時保護児童を対象に、ブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を、令和7年5月15日、7月17日、9月18日、11月20日、令和8年1月15日、3月19日に延べ62名に実施。	315	一時保護児童を対象に、ブラッシング指導を中心とした歯科口腔保健指導を、2ヶ月に一回の頻度で指導実施予定。	315	中央こども家庭相談センター
73		社会的養護にかかる家庭的養護の推進	里親支援事業	里親賠償責任保険料を県が負担	324	里親賠償責任保険料を県が負担	368	こども家庭課
74		社会的養護で暮らす子どもたちへの権利保障と自立支援	児童養護施設等キャリアアップ事業	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	児童養護施設や里親等の社会的養護で暮らす子どもたちの「知る権利の保障」や「自立支援」を図るために有効とされるライフストーリーワークを導入し、施設職員や児童相談所職員を対象として、実施に必要な人材育成研修を実施	400	こども家庭課
75		緊急一時保護		家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	18,874	家庭での養育が困難になった児童を保護し、安心・安全な場の提供のため、一人ひとりに応じた適切な援助を実施	48,982	中央こども家庭相談センター
76	Ⅲ(2) 地域における多様なこどものはぐくみ活動の促進	「こども食堂」への支援	奈良こども食堂サポート事業	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすとともに、小学校区にない地域に対して「こども食堂」の設置を働きかけるため、コーディネーターを1名増員し、2名で、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う ⑤地域ネットワークづくり促進事業 令和3年度「こども食堂等による地域づくり推進事業」において支援を実施している市町村での「子ども支援ネットワーク」構築の気運をさらに醸成するため、必要なサポートを継続して行う ⑥こども食堂認証制度事業 こども食堂を安全に始める、安心して続けることを応援するために導入する「安心・安全こども食堂認証制度」において、認証項目についての助言及び制度の広報周知を行う	9,207	「こども食堂」が地域に根付いた活動として継続出来るよう市町村、学校、企業等の地域の協力者を増やすとともに、小学校区にない地域に対して「こども食堂」の設置を働きかけるため、コーディネーター2名で、以下の取り組みを実施 ①こども食堂開設支援事業 こども食堂の立ち上げに向けた具体的なノウハウ等を伝える ②こども食堂継続支援事業 こども食堂運営者に対し、課題解決の助言を行うとともに支援情報等を提供 ③こども食堂拡充事業 市町村、市町村社協等の連携体制を構築支援するとともに、協力企業や団体の発掘を行う ④未利用食品活用推進事業 フードバンク活動団体と連携し、こども食堂に安定的に未利用食品が届くよう定期的な連絡・調整を行う ⑤地域ネットワークづくり促進事業 令和3年度「こども食堂等による地域づくり推進事業」において支援を実施している市町村での「子ども支援ネットワーク」構築の気運をさらに醸成するため、必要なサポートを継続して行う ⑥こども食堂認証制度事業 こども食堂を安全に始める、安心して続けることを応援するために導入する「安心・安全こども食堂認証制度」において、認証項目についての助言及び制度の広報周知を行う	9,500	こども家庭課
77		「こども食堂」への支援	「こども食堂」等による地域づくり推進事業	市町村が行う行政や市町村社協等、地域の多様な人が関わる市町村域以下の単位での意見交換会に、こども食堂コーディネーターと共に参加している。	—	市町村が行う行政や市町村社協等、地域の多様な人が関わる市町村域以下の単位での意見交換会に、こども食堂コーディネーターと共に参加している。	—	こども家庭課
78		「こども食堂」への支援	【新】こども食堂スタートアップ事業	こども食堂の活動を広げる事業として、企業版ふるさと納税寄付金を活用し、新たにこども食堂を始める個人・団体に対しての開設支援を行う。特にこども食堂が未設置の小学校区での開設支援を重点的に行う。	3,783	こども食堂の活動を広げる事業として、企業版ふるさと納税寄付金を活用し、新たにこども食堂を始める個人・団体に対しての開設支援を行う。特にこども食堂が未設置の小学校区での開設支援を重点的に行う。	3,332	こども家庭課

No	推進施策	取組名	事業名	R7年度事業実施状況		R8年度事業実施予定		担当課
				事業実施状況	決算額 (千円)	事業実施状況	予算額 (千円)	
79	Ⅲ(2) 地域における多様なことはぐくみ活動の促進	「こども食堂」への支援	「こども食堂」はぐくみ活動支援事業	こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援する こども食堂が独自に設定する利用者の利用料の無料期間（最大10か月）において、食事提供や、季節行事イベント開催を行うために要した経費を補助	15,415	こどもへの食事提供だけでなく、親子が食事や交流を通して地域の人とつながる居場所を提供することものはぐくみ活動や物価高騰により苦しむ県民を支援する こども食堂が独自に設定する利用者の利用料の無料期間（最大10か月）において、食事提供や、季節行事イベント開催を行うために要した経費を補助	18,500	こども家庭課
80		「こども食堂」への支援	こども食堂認証制度事業	親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援する	239	親子が安心して過ごせる居場所として、安心・安全なこども食堂の普及を進めるため、衛生面等の最低限の安全を確保する「奈良県安心・安全こども食堂認証制度」を創設し、「こども食堂」の立ち上げと継続運営を支援する	211	こども家庭課
81		子どもの学習支援活動促進	こどもの生活・学習支援事業（再掲）	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	5,749	ひとり親家庭や養育者家庭、低所得子育て世帯等のこどもに対する学習支援や食事の提供支援等に取り組む市町村に対し補助を実施	10,701	こども家庭課
82		子どもの学習支援活動促進	生活困窮世帯等の子どもの「心と学び」サポート事業（再掲）	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,351	（広域型学習支援「はばたき教室」） ・生活保護世帯等の子ども（中学生・高校生）を対象に、教員OBや学習支援サポーターによる学習支援と心のケアを王寺町内（週1回）で実施 （地域型学習支援） ・生活困窮世帯等の子ども（小・中学生）を対象に、学習支援や生活習慣の取得、地域との交流を通じた居場所づくりを県内8町村（上牧町、広陵町、斑鳩町、高取町、大淀町、川西町、三宅町、御杖村）で実施 （困難な課題を抱える子どもの訪問学習支援） ・県福祉事務所管内（26町村）を対象に、不登校などの問題やその世帯に課題を抱えている子どもの世帯への訪問支援を実施	19,440	地域福祉課
83		放課後子ども教室	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	40,684	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,413	人権・地域教育課
84		児童養護施設の退所児童の居場所づくり	子どもの「自立」サポート事業	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援、一時的避難かつ短期間の居場所提供を実施 委託先：NPO法人おかえり	11,033	児童養護施設等退所後の自立支援のため、生活相談や進路相談等の各種相談支援、退所後の子どもが気軽に集まれる場を提供し、自助グループの育成支援、一時的避難かつ短期間の居場所提供を実施 委託先：NPO法人おかえり	12,903	こども家庭課
85	Ⅳ(1) 市町村における計画的な施策推進の支援	市町村計画策定支援	市町村計画策定に向けたサポート	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定について、市町村への助言・サポートを実施。	—	市町村が行うひとり親家庭等の実態調査や子どもの貧困対策計画策定について、市町村への助言・サポートを実施。	—	こども家庭課
86	Ⅳ(2) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり	市町村こども家庭センター	市町村こども家庭センター設置支援事業	こども家庭センター設置に向けた、市町村向けの研修会及び相談支援を実施	254	こども家庭センター設置に向けた、市町村向けの研修会及び相談支援を実施	749	こども家庭課
87		スクールソーシャルワーカーの派遣（再掲）	スクールソーシャルワーカー派遣事業（再掲）（R3～）	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を学校及び市町村教育委員会等に派遣した。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めた。	624	児童生徒の生徒指導上の問題・課題及び貧困問題等に対応するため、社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカー9名を市町村教育委員会及び学校に派遣等を行う。 また令和5年10月に「ヤングケアラー支援室」を設置、スクールソーシャルワーカー4名を配置し、児童生徒及び教職員のヤングケアラーに関する認知度を高めることにより、児童生徒からの早期の相談や教職員による早期発見・早期対応等につながるよう取組を進めている。	1,025	教育研究所
88		放課後児童クラブ	放課後子ども総合プラン推進事業	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R7.12） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施（R7.11月～R8.1月）	1,701	・奈良県放課後児童対策推進委員会の開催（R9.1） ・放課後児童支援員認定資格研修の実施（R8.11月～R9.1月）	1,896	こども保育課
89		保育所・放課後児童クラブ等の対応力向上		放課後児童支援員資質向上研修の実施（年5回）	274	放課後児童支援員資質向上研修の実施（年6回）	531	こども保育課
90		要保護児童対策地域協議会の活用	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR7年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を10月7日、11月20日に実施し、実務レベルでの連携推進。	43	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR8年度下期に開催予定。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）をR8年度下期に実施予定。	48	こども家庭課
91		地域による体験学習の提供/地域による学習支援や体験学習の提供・居場所づくり	学校・地域パートナーシップ事業（再掲）	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	40,684	学校・家庭・地域住民の協働により、子どもの様々な課題の解決及び地域教育力の向上を図る仕組みを構築する。 ○32市町村1組合で実施 ○地域学校協働活動（学習支援、環境整備、登下校の安全見守り、学校行事支援など）の実施、及び放課後の学習や様々な体験・交流活動の機会の提供	49,413	人権・地域教育課
92	Ⅳ(3) あらゆる困りごとを把握し、適切な支援につなげる仕組みの推進	「ひとり親コンシェルジュ」制度の創設	ひとり親家庭支援事業	奈良県スマイルセンターにおいて、ひとり親コンシェルジュを配置し、従来から実施している市町村と連携した出張相談に加え、児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村に出向き、また、相談者の希望に応じて個別訪問を行い、積極的にひとり親の困りごとをきめ細かく把握し必要な支援につなげる。 また、支援後のアフターフォローを行うなど支援の充実を図る。	213	県民くらし相談センターのスマイルセンターにおいて、ひとり親コンシェルジュを配置し、従来から実施している市町村と連携した出張相談に加え、児童扶養手当申請時にあわせ希望する市町村に出向き、また、相談者の希望に応じて個別訪問を行い、積極的にひとり親の困りごとをきめ細かく把握し必要な支援につなげる。 また、支援後のアフターフォローを行うなど支援の充実を図る。	507	こども家庭課
93	Ⅳ(4) 子どもや家庭にかかわる関係機関が連携した支援を行うための体制づくり	要保護児童対策地域協議会の活用（再掲）	市町村児童虐待対応力・体制強化支援事業（ネットワークによる支援体制の充実）（再掲）	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」を設置。奈良県要保護児童対策地域協議会代表者会議をR7年12月17日に開催。 また「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）を10月7日、11月20日に実施し、実務レベルでの連携推進。	43	要保護児童の早期発見や早期対応を適切に実施するため、各関係機関及び各関係団体が実施している児童福祉に係る取組を相互に理解し情報共有を図ることで適切な連携を推進していくため、「奈良県要保護児童対策地域協議会」の下に、児童相談所管轄地域ごとに「地域ネットワーク会議」を設置し管内の実務者による会議（市町村要対協調整機関担当者及び管内警察の生活安全課職員）をR8年度下期に実施予定。	48	こども家庭課